

基 発 第 1 号

昭和46年 1月 5日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿取扱い事業場の環境改善等について

石綿取扱い作業に関しては、石綿肺の予防のため、これまで、局所排気装置の設置を、労働安全衛生規則第173条に基づき促進してきたところである。

最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた。

一方、石綿は耐熱性、電気絶縁性等が高いという特性のためその需要は急速に増加してきている。

よってこの際、石綿によるこの種の疾病を予防するため、関係事業場に対して下記の点に留意のうえ監視指導を行なわれたい。

なお、その結果についてはすみやかに報告されたい。

記

1. じん肺法施行規則別表第1第23号に掲げる作業のうち、昭和43年9月26日村ヶ基発第609号通達に定めるものについては、局所排気装置を設置させることとなっているが、その他の石綿取扱い作業についても技術的に可能なかぎり、局所排気装置を設置させること。
2. 作業場内における石綿粉じんの飛散を極力減少させるため、既存の局所排気装置についてもその性能の向上に努めさせること。
3. 局所排気装置には、ろ布式除じん装置等の除じん装置をあゆせ設置させること。
4. じん肺健康診断を完全に実施させ、異常者の早期発見に努めさせること。
5. なお石綿取扱い作業を有する事業場に対しては、粉じん対策指導委員、地方労働衛生専門官等の職員により技術的指導を行なうとともに、産業安全衛生施設等特別融資制度の利用を勧奨すること。